

令和3年度（2021年度）第7回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2022年2月3日（木）午後1時30分開会  
場 所：北海道第二水産ビル 4階 4G会議室

## 1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第7回北海道環境影響評価審議会を開催いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が会長の1名、オンラインでの出席が9名、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般の傍聴者は受け付けていないことをご報告いたします。

また、報道機関の方が2名いらっしゃっております。

次に、資料については事前にお送りしておりますが、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-3となっております。配付漏れはございませんでしょうか。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は1件でありまして、1回目の審議となります（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法書についてです。緑色の図書で、合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所の事業です。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、意見の概要と事業者の見解、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

なお、これまで3回の審議をいただいております風力発電の規模要件の見直しについては後ほど概要をご説明いたしますが、制度面の検討に時間を要しており、審議を次回に延期させていただきたいと考えております。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、露崎会長をお願いいたします。

## 2. 議 事

○露崎会長 いつもと勝手が違って、やりづらいところではありますが、本日もよろしく願います。

まず、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、吉中委員と押田委員を指名します。

吉中委員、よろしいでしょうか。

○吉中委員 承知いたしました。

○露崎会長 押田委員、よろしいでしょうか。

○押田委員 承知いたしました。

○露崎会長 ご両名には、後日、事務局が取りまとめた議事録の内容を確認していただく

こととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日が1回目の審議となります(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法書についてです。まず、事務局から、事業概要、主な1次質問とその事業者回答の報告、意見の概要と事業者の見解の説明をお願いします。

**○事務局(五十嵐主事)** 事務局の五十嵐です。よろしくお願いいたします。

本案件につきましては、昨年2月4日に方法書が道へ送付されまして、2月5日付で諮問をさせていただいておりましたが、コロナの影響による事業者説明会の延期などにより、事業者から道への意見概要等の送付が遅れていましたことから、本日が1回目の審議となりました。諮問から日にちが大分空いておりますので、本日は図書の説明に多めに時間を取りたいと考えております。

まず初めに、図書の1ページをご覧ください。

本事業の事業者は、東京都の合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所になります。

次に、4ページですが、2. 2. 3に記載のとおり、発電所の出力は最大5万400キロワットで、単機出力4, 200キロワットの風車を最大12基建設する計画となっております。

対象事業実施区域は、右側の5ページの図のとおり、当別町の約697ヘクタールになります。

次に、配慮書からの区域の検討の経緯についてです。

かなり後ろになりますが、457ページの図をご覧ください。

まず、主に南側のエリアにあります灰色及びオレンジ色で塗られている部分は、事業性の観点から除外した区域であり、絞り込みが行われています。

次に、東側の緑色の部分と西側に少しあります青色の部分は、植生自然度9の自然林の分布により、除外されております。

それから、北側の青色に塗られている部分は、北側からの大型資材の搬入を行わない計画としたため、除外されておまして、今回のような区域設定となっております。

また、大型資材の搬入ルートに関しましては、もう一度前のほうに戻っていただきまして、23ページの図2. 2-11に示されていますが、こちらのカラーの図については、資料1-2の1枚目の裏側にあります添付資料2の図のように修正しますとのことでした。

続いて、また図書に戻りまして、27ページから29ページをご覧ください。

29ページの図は、周辺における他の風力発電事業ですが、主に石狩市で複数の事業が計画中であり、10番の(仮称)八の沢風力発電事業などがございます。

続きまして、区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

70ページをご覧ください。

対象事業実施区域には重要な地形である石狩丘陵が存在しています。

次に、78ページをご覧ください。

区域は、オジロワシ、オオワシ、チュウヒの生息情報により、注意喚起レベルA3及びBに分類されています。

また、83ページの下側の図のとおり、区域はノスリの渡り経路と重なっております。

次に、106ページをご覧ください。

植生についてですが、区域には、凡例の10番で示されているように、シラカンバーミズナラ群落が広く分布しています。また、109ページになりますが、区域内には、植生自然度9及び10に該当する植生は分布しておりません。

次に、130ページをご覧ください。

景観についてですが、主要な眺望点は、青色で示されているように、13番の札幌大橋周辺など、13地点があり、また、日常的な視点場は、緑色で示されているように、18番の六軒町会館など、7地点がございます。

続いて、135ページをご覧ください。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場については、9番のあいあい公園など、16地点が存在しております。

次に、163ページをご覧ください。

こちらは住居等との位置関係ですが、最も近い配慮が特に必要な施設は、区域の南東にある医療施設で、離隔距離は約1.9キロメートルであり、また、最も近い住居からの距離は500メートルとなります。

続いて、図書の6章についてですが、ここからは資料1-1の1次質問及び回答のご説明と併せて進めさせていただきますので、資料1-1についてもお手元にご用意いただければと思います。

それでは、飛びまして、332ページをご覧ください。

こちらでは、環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

まず、選定項目についてですが、表のグレーの箇所がアセス省令の参考項目で、陸上風力として一般的な項目にはおおむね丸がついております。また、超低周波音は、参考項目ではございませんが、選定されております。

次に、336ページの表をご覧ください。

累積的影響に関する選定項目ですが、騒音、振動、風車の影、希少猛禽類や渡り鳥、景観など、一部の項目については、評価書が確定した事業を対象に、累積的影響の予測、評価を実施するとしています。

また、こちらに関しまして、資料1-1の3ページの質問6-6をご覧ください。

事業者が同一である（仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業については、評価書の確定前であっても累積的影響の検討対象とすることを図書に記載するよう求めました。これに対して、事業者からは、承知したとのことでした。

続いて、環境影響評価の手法について、主な項目に絞って説明させていただきます。

まず、図書の352ページをご覧ください。

こちらでは、騒音の現地調査地点が示されています。

これに関しまして、資料1-1の4ページの質問6-12をご覧ください。

全体的に対象事業実施区域周辺の南側に調査地点が設定されていることから、ほかのエリアの集落等における調査の必要性について問いました。これに対して、事業者からは、風力発電機配置検討位置からの離隔距離が短い住宅を抽出しており、北西側の住宅は約2キロメートル離れていたため、NG1を採用したとのことでした。

続いて、動物に関する調査についてです。

図書の372ページをご覧ください。

まず、コウモリ類については、表の中ほどにありますように、捕獲調査、バットディテクター調査が計画されております。一般鳥類については、その下の欄になりますが、任意観察調査、夜間調査、ラインセンサス、ポイントセンサスとなっております。

次に、隣の373ページをご覧ください。

希少猛禽類については、定点調査と営巣確認調査、渡り鳥については、定点調査、帯状区調査、夜間調査が計画されております。

また、389ページに動物調査の努力量が示されております。

次に、景観ですが、図書の410ページ、411ページをご覧ください。

主要な眺望点の調査位置としては、PV1からPV4の4か所が選定されており、日常的な視点場の調査地点としては、PV5からPV11の7地点が選定されています。

景観の予測、評価については、資料1-1の6ページの6-37で質問をしております。

景観の調査、予測、評価の手法は一般的なものだが、本計画は、当別町市街地をはじめ、多数の地域住民の日常的景観に影響を与える可能性があるため、フォトモンタージュを説明に用いるだけでなく、地域住民の意識を調査し、予測、評価に取り入れることで、相互理解につながるのではないかと問いました。これに対して、事業者からは、意識調査については、現時点では予定していないが、今後、関係市町村と協議の上、必要に応じ、実施を検討するとのことでした。

図書と資料が行ったり来たりで駆け足になってしまいましたが、ここまでの説明は以上とさせていただきます。

資料3-2のご説明については省略させていただきます。

最後に、本件については2回の審議といたしますことから、資料1-3の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明いたします。

資料1-3の4ページをご覧ください。

3の(3)にありますとおり、意見書の提出は51通、意見の総数は209件と、多くの意見が提出されております。

意見につきましては、5ページから54ページまでに記載されており、一つ一つはご紹介できませんが、地域の生活環境、自然環境への影響や景観への影響を懸念する意見、住

民への周知や事業者説明会に対する意見、縦覧期間中の印刷、ダウンロードに関する意見、事業者への不信感を述べた意見などが提出されております。

それでは、これらの中から2件を見ていただきたいと思います。

まず、44ページの155番をご覧ください。

騒音、超低周波音の調査地点について、（仮称）八の沢風力発電事業に近い五の沢地区にも騒音の調査地点が必要ではないかという意見でございます。これに対する事業者見解ですが、ご意見を参考に調査地点を検討してまいるという見解が示されております。

次に、50ページの191番をご覧ください。

こちらは植物についてですが、配慮書段階での専門家ヒアリングで、当該地域を対象とした植物に関する調査は行われていないのではないかとこの情報があつたことから、本事業の調査である各季に2名で五日間の調査では、調査範囲が広い本件では不足しているのではないかとこの趣旨のご意見です。これに対しては、専門家等の助言をいただきながら調査を実施し、植物の把握に努めてまいるとこの見解が示されております。

資料3-3の説明については以上とさせていただきます。

本案件につきましては、本日審議をいただきました後、メールにて2次質問のお願いをしたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

事務局からの説明は以上です。

ご審議について、よろしくお願いたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いたします。

○**高橋委員** 騒音について、幾つか確認したいことがございます。

まず、資料1-1の質問番号6-11については、前回、騒音に係る環境基準の評価マニュアルに書いてあるから1回でいいのだよということなら困るという話をさせていただいたところですが、ここを見ると、一応、参考にしている程度というふうにも読めるので、質問番号6-11は仕方がないかなと思うところです。

一方、その後の質問番号6-15では、超低周波音を測定する時期について質問しており、それに対して、質問番号6-11と同じですよという解答になっていますが、質問番号6-11は建設作業の騒音について言っているのだと思うのですね。超低周波音は、施設の稼働に伴うものであり、四季にわたって調査をすることになっていると思うので、ここは質問番号6-11に示したとおりという解答にはならないのではないかと思います。

あわせて、資料1-3の42ページの質問番号145では、まさに同じ質問がされてきて、こちらでは、調査時期を検討しますということが書いてあります。これは、道に対する回答とこちらの回答が少し違うようなので、この辺はどうなっているのか、ちゃんとした確認を取っていただきたいと思います。

また、資料1-3の45ページの質問番号158の質問に対して、「超低周波音は、騒音に比べて季節的な変動が少ないと考えられたことから」と書いてありますが、これは、

出典というか、何か根拠はあるのでしょうか。これについて質問できるのかどうか分かりませんが、確認になるのかも分かりませんが、もし事業者に聞くことがあれば、その時に聞いていただきたいなと思います。

さらに、もっと厳しいことを言わせていただくと、資料1-3の特に低周波音に対する質問には、みんな同じ回答をされており、超低周波音については、環境影響評価の手続云々について、要するに、自主的にやっているのだよということが随分と書いてあるのですが、これは自主的であろうが項目であろうが関係ないと思うので、わざわざそれを言う必要があるのかどうかというのは非常に疑問に感じるところです。

**○事務局（五十嵐主事）** 最初の2点につきましては、前回までの審議会においても、別事業とはなりますが、委員からいただいていたご意見でありますので、資料1-3の質問番号145の回答の件も併せて事業者に伺いたいと思います。

次に、超低周波音は季節的な変動が少ないと考えられるという点ですが、こちらもなぜこう考えたのかを事業者に質問したいと思います。

**○露崎会長** そうすると、高橋委員のご発言については、質問として何うことができるということですね。

**○事務局（五十嵐主事）** はい。質問として事業者にお聞きしようと思います。

**○露崎会長** 高橋委員、よろしいですか。

**○高橋委員** はい。また後で事務局と打合せをさせていただきたいと思います。

**○露崎会長** ほかにご質問やご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

**○鈴木委員** 2点ございまして、どちらも資料1-3に関することです。

資料1-3を拝見しまして、多数の意見書、あるいは、意見が寄せられていることがよく分かりました。そのほとんどは非常に強い反対意見のように思われます。

4ページに、意見書の提出は51通、意見総数は209件という数字が示されておりますが、これは、例えば、同じ方が10通、20通のご意見を寄せられることもあるのか、あるいは、この数字が示す通りの人数の方々が個別に意見を寄せられているのか、その内訳が分かれば、教えていただきたいと思います。

2点目ですが、資料1-3の様々な意見と事業者の見解を拝見しますと、事業者の見解の欄において必ずしも十分な見解表明とは思われないところが幾つか見受けられます。例えば、「ご意見ありがとうございます。」の1行だけで終わっているところが複数箇所あります。これは見解の説明としては、はなはだ不十分だと思いますが、今後、補足説明などをされるご予定があるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

**○事務局（五十嵐主事）** まず、1点目の意見書の総数についてです。

こちらは事業者で集計しているものなので、1人が複数通出しているかというのは、こちらでは把握できないのですが、恐らく、郵送での提出なので、1人1通ではないかなと思います。

2点目の答えが丁寧ではないというご意見についてですが、住民の方から意見をもらっ

て事業者の見解を出すという手続はこちらで終わりとなりますので、2回目の手続はありません。

○鈴木委員 そうしますと、これでおしまいということなのですね。

○事務局（五十嵐主事） そうですね。ただ、私ども事務局として、こう答えていますけれども、もう少し詳しく答えてくださいという形でQ&Aで掘り下げることができるかなと思います。

○鈴木委員 私の個人的な見解ですが、熱心にご意見をお寄せくださっている方々に対して、「ご意見ありがとうございます。」という一言だけではやはり短いと思いますので、もう少し丁寧な対応をしていただきたいと思います。

○露崎会長 それを質問として聞くことはできないのですか。

○事務局（石井課長補佐） 内容によります。

○露崎会長 それであれば、気になった点は聞いてみるといいかもしれないですね。取捨選択はお任せします。

○事務局（石井課長補佐） この事業者の見解については、意見を寄せてくださった方々に対して、事業者がさらに回答するという機会はありませんが、この回答を見て、内容によっては我々の質問としてさらに掘り下げることができますし、全体としてこういう態度はいかがなものかということで、そういう態度に至った見解を改めて聞くことも可能ですので、そのような観点から次の質問でどこまで聞くかは検討したいと思います。

○露崎会長 一つ目の質問についても確認することはできますよね。

○事務局（五十嵐主事） できます。

○露崎会長 では、分かりましたら、お願いします。

ほかにご質問やご意見がございましたら、お願いします。

○奈良委員 410ページと411ページに可視領域の図がありますが、これを見ていると、ものすごく多くの方が可視領域内に住んでいることが分かります。

また、石狩市厚田区聚富望来風力発電の計画の時もそうでしたが、住民の方々は、景観が崩れることに反対するとともに、広くて何もないことの良さが崩れることを危惧しているのだと思いますので、景観に関して言えば、とても困った計画なのではないかなというのが私の意見です。

領域内では、1軒の住宅のために領域を丸くカットして、500メートルを確保しているのですが、計画している風車はその住宅にかなり近い位置になっていますので、今後、可能であれば、この区域内においてももう少し離すことを考えていただけたらなと思います。

○事務局（五十嵐主事） 今回、500メートルの距離を取っているということですが、今は方法書であり、これから調査ということになりますので、調査結果が出てきた時には、景観あるいは騒音の観点で、これでは近いのではないか、基準を満たしていないのではないかとことを事業者伝えていこうと思っております。

○露崎会長 間違えていたら申し訳ありませんが、奈良委員のご意見は、現段階でもまだ

近いように思われるということ伝えることは可能かというご趣旨かと思えます。

奈良委員、この解釈で合っていますか。

○奈良委員 そうです。1軒の住宅を避けて範囲を丸くえぐっているにもかかわらず、その住宅に近い位置に計画しているなという気がしましたので、今後、検討していただけたらと思います。

○事務局（五十嵐主事） 分かりました。事業者としても、何かしらの根拠を持って500メートルにしていると思えますので、そちらについても伺って、場合によっては、Q&Aでももう少し離隔距離を取ったほうがいいのではないかとすることを質問するとともに、まだ分からないですけれども、知事意見などにも盛り込めるようにしていきたいと思えます。

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○吉中委員 先ほどの鈴木委員のご発言と近い趣旨になりますが、この具体的な案件が国会の予算委員会でも取り上げられておまして、質問に対して、経産大臣が地元の理解と協力をしっかり得ながら進めることが重要だというような答弁をされているのを聞いておりました。その一方で、この事業者が整理された一般からの意見の内容と事業者の見解を見てみますと、どうしても地元の理解と協力を得ているとは思えないような感じになってしまっていると思うのですね。そこを具体的にどうすればいいのかというのは、私も全く妙案がないのですが、何らかの形で、地元とのコミュニケーションを取り、意見をしっかり聞いていくというのを強く指導していただけるといいのではないかなと思っております。

○事務局（石井課長補佐） 環境影響評価制度については、これは表現がいろいろあるかと思えますが、事業者への指導という形は取れないと考えております。ただ、もちろん、いろいろな問題点をより良い方向へ導いていくための制度でございますので、そこら辺はまさしく事業者とのQ&Aのやり取りの中で厳しく指摘していくことになるかと思えますし、その結果については、知事意見に反映していくことになるのだろうと思えます。

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○高橋委員 今、議論していたことと全く同じことになってしましますが、資料1-3を最初に読んだ時に、やっぱり地元との合意形成が全くされていないなという印象しか受けませんでした。環境影響評価というのは基本的に地元との合意の下で進めていくものだと私は思っていますし、先ほどご説明があったように、今後、道からの意見として、その辺の合意形成を図るということをかなり強めに出したほうがいいのではないかと考えていますので、次回以降はその辺を少し考えていただければと思います。

○露崎会長 事務局から承りましたという意味が見えていますので、よろしくお願ひします。

それでは、ほかにご意見やご質問等をお願いします。

○押田委員 今さらながら詳しいことをお尋ねしたいと思えます。

コウモリ調査については、バットディテクターを4か所にかけることになっていたと思いますが、これはどのぐらいの間隔で置いていくのでしょうか。そこが何となく気になるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（五十嵐主事） コウモリ類のバットディテクター調査についてですが、まず、369ページをご覧くださいと思います。高所自動録音調査は、今回の計画だと、SB1からSB4の4地点になっていまして、具体的な場所については、382ページの図にSB1からSB4の位置が緑色の四角で示されております。

○押田委員 このぐらい間隔を空けて調査をされるのですね。この4か所は、たまたま付けられるから付けているのか、それとも、何か意図を持って選んでいるのか、もし分かれば教えていただけますか。

○事務局（五十嵐主事） 地点の設定根拠については、図書の375ページの表に記載がございます。

○押田委員 一応、環境の幅を少し持たせて調査をしているということですね。

○事務局（五十嵐主事） はい。

○押田委員 もう一つ、例のトガリネズミについてです。

資料1-1の5ページの6-27で、墜落管を5個設置するというお話がまた出てきておりまして、事業者からは、「通常、墜落管として用いられるプラカップの口径は92ミリメートルから100ミリメートル程度ですが、本事業ではより大型の墜落管を用いることで、十分なデータを得られると考えております。」という回答があります。

以前もこの場でお話していると思いますが、トガリネズミ類は、基本的に餌で誘引して墜落管に入れるということをしらないのですよね。例えば、昆虫のオサムシなんかは比較的そういうもので誘引して捕ったりするのかなと思います。これは大原委員のご専門であり、僕は詳しいことが分からないのですけれども、このトガリネズミ類は、ただ歩いてきて落ちるだけという形なので、確率論になってくるのですね。

また、このエリアはトウキョウトガリネズミが分布していないといえますか、記録がまだないのですが、最近ではトウキョウトガリネズミ類がやたらとテレビに出てきて、社会的にも何となく騒がれているような部分があると私の耳にも入ってきておりますので、もし丁寧に調査をしていただければ、より安心かなと考えたりしております。

ですから、今後、北海道においては100ミリメートル程度の小さめのものでもいいので、シャーマントラップと合わせて20個ぐらいセットするという方法で調査をしていただけるといいかなと思っております。

○事務局（五十嵐主事） ただいまいただいたものと過去にいただいておりますものを比較しまして、事業者に対して地点を増やしたほうが良いのではないかとことを2次質問で聞いていこうと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** ほかにご質問がないようですので、この議事については終了いたします。

これをもちまして、本日の議事は終了です。

なお、本日予定していましたが北海道環境影響評価制度の見直しについてですが、冒頭にご説明がありましたように、審議を次回に延期したい旨が伝えられています。この件に関しまして、事務局から説明を改めてお願いします。

○**事務局（石井課長補佐）** 大きな話ですので、うちの課長から一言あったほうが良かったのですが、課長は、本日、まさにこの件に対応しておりまして、出席に至っておりませんことをお詫び申し上げます。

当初は、本日の審議会では北海道環境影響評価制度の見直しについてご審議をいただき、答申をいただく予定としておりましたが、最初にも申し上げましたように、庁内における制度面の検討に時間を要しておりますことから、審議は次回に延期させていただきたいと考えております。大変申し訳ございません。

道としましては、これまで審議会でもいただきましたご意見やご議論を踏まえて、考えられる対象規模要件の案について、それぞれの課題等を踏まえ、基準としての妥当性や今後の対応等を検討してきたところです。

まず、第2種事業について、第1種事業の下限の0.5倍である50%とするという従来の考え方に基づく対応を行う場合、今の5,000キロワットから大きく下限が上がることによる空白の対象範囲に対して、条例に基づく措置を講ずることができないかということも検討いたしました。一つの基準がある中でさらに暫定的な規制を設けることは法的にできないということが判明いたしました。

また、第2種事業の下限を低くして、これまでよりも幅を広く取るという従来の考え方とは異なる対応を行う場合には、他の事業との関係をはじめとして、この条例の影響が環境影響評価制度全体に及ぶ可能性がございます。確かに、法制度においては、風力発電だけこのように幅を広げるという対応もできないことはないのですが、実際にそこに踏み出すまでの間に、いろいろと検討しなければならないことがございます。また、皆様からも、風力発電だけ特別扱いするだけの理由が立ちますかね、というご意見もいただいております。まさにそこについて改めて検討する必要性がありました。

こうしたことから、我々の事前の詰めが甘かったこともあり、今回、ご議論をいただくことができない状況になってしまいましたが、次回の審議会では、改めて、風力発電事業の規模要件の見直しについてご審議をいただきたいと考えております。

今回の審議の延期について、お詫びを申し上げますとともに、次回の審議をどうぞよろしく願いいたします。

○**露崎会長** ただいまの説明を踏まえまして、確認したいことや質問等がある委員がおりましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** ご意見やご質問等がないようですので、本件につきましては、次回の審議会

において改めて議論を行います。

そのほか、何かご発言がある方はいらっしゃいませんか。

○吉中委員 審議会の運営の在り方についてです。

運営要綱を見せていただくと、この会議は原則公開となっております。今回は、マスクの方がそこにいらっしゃるというご説明が最初にあったかと思いますが、一般の方の傍聴は全くないのでしょうか。運営要綱では、特に非公開とする必要があると認められる場合を除くほか、公開となっている一方で、こういうZ o o mでの遠隔の会議の場合には、実質、一般の方への公開ができていないというのをどう考えればいいのかと思っています。そこをどう両立させればいいのかという辺りについて何かお考えがあれば教えてください。

○事務局（石井課長補佐） 会議は原則公開でございますので、今回も、こういう形式でなければ、当然公開という形でやることを考えておりました。前はオンラインと会場の併用ということで、傍聴の方も会場に来ていましたが、今回は、コロナの状況に鑑みて、こういう形とさせていただいております。

では、オンラインの際になぜ一般の方にも公開をしないのかというご趣旨かと思いますが、こちら側の慣れの問題もあり、その対応がまだ難しいということで、Z o o mでの対応は委員の方に限らせていただいているところです。

ただ、資料については、終了後、速やかに、議事録についても、準備ができ次第、公開しておりますし、また、この審議会自体が一般の方々からご意見を伺う場ではないものですから、議事録の公開をなるべく早くするというので、ご理解をいただきたいと考えております。

○吉中委員 オンラインで視聴することは技術的には全く問題ないと思いますので、一般の方に対して、次の審議会はいついつに開かれます、についてはオンラインで視聴することが可能ですというアナウンスをしていただいて、あとはZ o o mの設定をしかるべき形で行っていただければ特に大きな支障はないかと思っています。もちろん一般の方から意見を伺う場ではないということは承知しておりますが、どういう議論が行われているのかということをご一般の方に直に聞いていただくことも、この環境影響評価の仕組みを広く知ってもらおうという意味においては重要なことではないかなと思っていますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 本日は、1件の議事につきまして、ご審議をいただき、ありがとうございました。

また、規模要件の見直しについては、事務局の不手際により延期となってしまい、大変申し訳ございませんでした。

次回の第8回北海道環境影響評価審議会について、具体的な日程はまだ調整中ですが、3月中の開催を予定しております。

また、オンライン開催とするか、札幌市内の会議室での開催とするかについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により決めさせていただきたいと考えております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了したいと思います。

皆さん、お疲れさまでした。

以 上